

議案第24号

平成29年度館山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成29年度館山市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113千円を追加し、歳入歳出それぞれ7,495,570千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成30年2月23日提出

館 山 市 長 金 丸 謙 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 繰入金		849,756	△10,567	839,189
	1. 他会計繰入金	400,128	19,054	419,182
	2. 基金繰入金	449,628	△29,621	420,007
11. 繰越金		162,048	10,680	172,728
	1. 繰越金	162,048	10,680	172,728
歳入合計		7,495,457	113	7,495,570

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 諸支出金		67,355	113	67,468
	1. 償還金及び還付加算金	67,355	113	67,468
歳出合計		7,495,457	113	7,495,570

第2表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
高額療養費支給システム保守委託料	平成30年度	150
基幹系システムその他業務システムの保守管理等に係る委託料	平成30年度	7,000

2 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計				
				10. 繰入金	849,756	△10,567	839,189
				1. 他会計繰入金	400,128	19,054	419,182
1. 一般会計繰入金	400,128	19,054	419,182				
2. 基金繰入金	449,628	△29,621	420,007				
1. 基金繰入金	449,628	△29,621	420,007				
11. 繰越金	162,048	10,680	172,728				
1. 繰越金	162,048	10,680	172,728				
1. 療養給付費等交付金繰越金	8,159	103	8,262				
2. その他繰越金	153,889	10,577	164,466				
歳入合計	7,495,457	113	7,495,570				

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2. 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	△3,817	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分) △3,817
3. 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	22,871	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) 22,871
1. 財政調整基金繰入金	△29,621	財政調整基金繰入金 △29,621
1. 療養給付費等交付金繰越金	103	療養給付費等交付金繰越金 103
1. その他繰越金	10,577	その他繰越金 10,577

第10款 繰入金 ～ 第11款 繰越金

3 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
11 諸支出金	67,355	113	67,468				113
1 償還金及び還付加算金	67,355	113	67,468				113
3 償還金	61,335	113	61,448				113
歳出合計	7,495,457	113	7,495,570	0	0	0	113

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
23. 償還金利子及び割引料	113	
		過年度交付金等返還事務【市民課】 113
		償還金利子及び割引料 113
		過年度支払基金交付金返還金 103
		過年度療養給付費等負担金返還金 10

第11款 諸支出金 第1項 償還金及び還付加算金 第3目 償還金

Ⅱ 国民健康保険特別会計

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額	左 の 財 源 内 訳				事 業 内 容
			国庫支出金	特 定 財 源		一般財源	
				地方債	その他		
高額療養費支給システム保守委託料	平成30年度	150			150		高額療養費支給システム運用に係る保守委託業務については平成29年度中に当該業務に係る契約手続を行い、事務事業の円滑な実施を図る。
基幹系システムその他業務システムの保守管理等業務について	平成30年度	7,000			7,000		基幹系システムその他業務システムの保守管理等業務については、平成30年度当初から実施する必要があるので、平成29年度中に当該業務に係る契約手続を行い、事務事業の円滑な実施を図る。